

**(仮称) 関西こども研修センター整備事業
公募型プロポーザル方式による
事業者（設計者・施工者一括）選定
募集要項**

2019年2月

一般財団法人あかしこども財団

目次

1 案内文	1
1 対象事業	
2 公募型プロポーザル方式参加要件	
3 要求水準書等のダウンロード	
4 要求水準書等に対する質問及び回答	
5 プロポーザル方式参加申込み	
6 プレゼンテーション及びヒアリングの日時及び場所	
7 履行保証	
8 消費税の取扱い	
9 支払条件	
10 契約の締結について	
11 公募型プロポーザル方式に関する条件	
12 無効とする参加申込み	
13 公募型プロポーザル方式の中止等について	
14 異議の申し立て	
15 その他	
2 応募案内	8
1 目的	
2 関係法令	
3 参加申請書等の作成要領	
4 参考見積書の作成要領	
5 参考事業費内訳書の作成要領	
6 企画提案書の作成要領	
7 公共性（施策反映）評価提出書作成要領	
8 郵送する前の最終確認	
3 日程表	15
4 選定要領	16
5 採点表（審査基準）	18
6 提出書類一覧表	20

2019年（平成31年）2月7日

一般財団法人あかしこども財団
理事長 濱田 純一

**（仮称）関西こども研修センター整備事業
公募型プロポーザル方式による事業者（設計者・施工者一括）選定の実施について**

一般財団法人あかしこども財団（以下「財団」という。）が行う（仮称）関西こども研修センター整備事業（以下単に「この事業」という。）について、公募型プロポーザル方式による事業者（設計者・施工者一括）選定（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施しますので、参加を希望する者は下記要領により参加申請書等を提出してください。

なお、この事業は、財団が明石市からの補助を受けて実施するため、明石市の選定方法に準じた形で実施します。

記

1 対象事業

- | | |
|-----------|---|
| (1) 事業名 | （仮称）関西こども研修センター整備事業 |
| (2) 事業場所 | 明石市大久保町ゆりのき通1丁目4番地の7 |
| (3) 事業概要 | 全国の児童相談所、市町村、児童福祉施設等の職員等を対象として、児童虐待にかかる高度専門的な研修を行うための施設である（仮称）関西こども研修センターの整備について、その以下①～③の業務を一括して発注するもの
① （仮称）関西こども研修センター整備に係る設計業務
② （仮称）関西こども研修センター整備に係る建築工事、電気設備工事、機械設備工事、昇降機設備工事及び外構工事
③ ②の工事に係る工事監理業務 |
| (4) 事業期間 | 契約締結日翌日から2020年3月25日（水）まで
※ 契約締結は、2019年4月を予定している。 |
| (5) 建物引渡日 | 2020年3月25日（水）
※ 引渡日までに検査済証の交付を受けること。 |
| (6) 提案上限額 | 660,000,000円（税込） |

2 公募型プロポーザル方式参加要件（参加申請者は、次のすべての要件に該当していること。）

- (1) 以下に掲げる①から④までのいずれかに該当すること。
 - ①明石市内に本店を置く者（市内業者）
 - ②明石市内に支店・営業所等を有しており、同支店・営業所等において契約締結の代理人を置く者（準市内業者）
 - ③兵庫県内に本店を置く者（県内本店業者）
 - ④兵庫県内に支店・営業所等を有しており、同支店・営業所等において契約締結の代理人を置く者（県内支店・営業所等業者）
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく特定建設業の許可を受けている者
- (3) 市内業者は、建築一式工事の明石市の品質評価合計点が780点以上である者。
準市内業者、県内本店業者及び県内支店・営業所等業者は、経営事項審査結果通知書の建築一式工事の総合評定値が1,000点以上である者
- (4) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を受けている者。なお、一級建築士事務所の登録を受けている者に協力を求めることを可とする。
- (5) この事業の施工において、建設業法による現場代理人及び監理技術者を専任で配置できること。（現場代理人と監理技術者を兼ねることができる。）
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (7) 明石市契約規則（平成5年規則第10号）第3条の規定に該当しないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りではない。
- (9) 明石市の指名停止期間中でないこと。なお、2019年2月7日から参加申請書等の受付終了日（2019年3月8日）までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。
- (10) 2019年2月7日において納期限が到来している国税及び地方税を参加申請書等の受付終了日の前日までに完納していること。
- (11) 募集要項、要求水準書及び様式集（以下「要求水準書等」という。）の内容を熟知し、事業内容等を十分に理解した上で公募型プロポーザル方式に参加できること。

3 要求水準書等のダウンロード

(1) 期間

2019年2月7日（木）からダウンロード可能

(2) 方法

上記期間内に財団ホームページより要求水準書等のファイルをダウンロードしてください。通信環境等の問題でダウンロードができない場合は、財団にてファイルをコピーしますので、あらかじめ電話連絡（078-920-9670）の上、CD-R等の記録媒体（USBメモリは不可）を持参してください。

4 要求水準書等に対する質問及び回答

- (1) 要求水準書等に関して質問しようとする者は、下記期間内にメール（E-mail: info@akashi-kodomo-zaidan.jp）により財団へ要求水準書等に関する質問書（指定様式）を提出してください。

2019年2月7日（木）から2019年2月14日（木）午後1時まで

- (2) 質問に対する回答

2019年2月19日（火）午後1時から財団ホームページにおいて公表します。

5 プロポーザル方式参加申込み

- (1) 参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。

ア 参加申請書（1部／様式4）

イ 参考見積書（1部原本、12部コピー／様式5）

ウ 参考事業費内訳書（表紙）（13部／様式6）

エ 参考事業費内訳書（本体）（13部／任意様式）

オ 企画提案書（表紙）（13部／様式7）〔「応募案内」の6参照〕

カ 企画提案書（本体）（13部／任意様式）〔「応募案内」の6参照〕

キ 公共性（施策反映）評価提出書（表紙）（13部／様式12）〔「応募案内」の7参照〕

ク 公共性（施策反映）評価提出書（本体）（13部／様式13～16）〔「応募案内」の7参照〕

ケ 国税の滞納がないことを証する納税証明書（税額の証明ではありません。）

※ 発行日が**2019年2月7日以降**の日付の**原本**に限る。

・ 個人の場合・・・その3の2（申告所得税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと。）

・ 法人の場合・・・その3の3（法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと。）

コ 地方税の滞納がないことを証する納税証明書（税額の証明ではありません。）

※ 発行日が**2019年2月7日以降**の日付の**原本**に限る。

(2) 封筒の提出については、必ず書留等（簡易書留も可）の、郵便局が配達し、財団が受領した事実の証明が可能な方法にて郵送してください。持参は認めません。

ア 使用する封筒は宛名シール（様式3）を貼り付けたマチ付きの角2封筒等のA4サイズが折らずに入るものを使用してください。また、可能な限り1つの封筒に提出書類を入れてください。

イ 2019年2月19日（火）午後1時に、財団ホームページに要求水準書等に対する質問及び回答を掲載しますので、必ず確認の後に郵送してください。

ウ 提出期限は、2019年3月8日（金）（必着）です。

〒673-0891 兵庫県明石市大明石町1丁目6番1号

一般財団法人あかしこども財団 公募型プロポーザル方式選定担当者 宛

エ 郵送手続を行った日中に書留控の写しを公募型プロポーザル方式参加確認書（様式2）に貼付し、FAX（078-920-9671）により一般財団法人あかしこども財団 公募型プロポーザル方式選定担当者 宛てに送信してください。

6 プレゼンテーション及びヒアリングの日時及び場所

(1) 日時 2019年3月15日（金）

※時間は参加申請書等の受付終了後に連絡します。

(2) 場所 明石駅前再開発ビル（パピオスあかし）5階

あかしこども広場 多目的ルーム

〒673-0891

兵庫県明石市大明石町1丁目6番1号

7 履行保証

契約の相手方が保険会社との間に財団を被保険者とする履行保証保険契約を締結すること。

8 消費税の取扱い

見積金額は、消費税抜きの金額で計上すること。

契約締結に際しては、落札金額に消費税を加算した額で契約を行います。なお、1円未満の端数は、この最終金額において切り捨てます。

9 支払条件

(1) 契約締結後に、着手金として、事業費全体の10%を支払う。

(2) 設計図書受領後に、施工前払い金として、事業費全体の40%以内を支払う。

(3) 事業完了後に、事業費の残り全額を支払う。

10 契約の締結について

(1) 優先交渉権者

選定要領の選定委員会において選定された優先交渉権者は、随意契約の相手方として、速やかに財団と契約内容に関する調整を行うこととなります。その後、見積書及び事業費内訳書等を提出していただきます。

(2) 見積書

提案上限額の金額を超えた見積は無効とします。

(3) 暴力団排除に関する誓約書の提出について

本財団においても、明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱第5条第1項の規定に準じて、受注決定者は契約締結時までに、自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を提出していただきます。

契約締結期限までに当該誓約書が提出されていない場合には契約を締結しません。

この場合において、公募型プロポーザル方式に要したすべての費用について、財団に請求することはできず、参加申請者の負担となりますのでご注意ください。

(4) 前提条件

公募型プロポーザル方式は、明石市からの補助金を前提に行うものであり、明石市からの補助が決定した場合に2019年4月上旬に契約を行うこととなります。

なお、明石市において、この事業に係る補助の予算（2019年度予算）が成立しなかった場合には契約は行いません。この場合、プロポーザル方式に要したすべての費用について財団に請求することができず、すべて参加申請者の負担となりますのでご注意ください。

(5) その他

優先交渉権者が契約締結までに「2 参加要件」に規定する要件のいずれかを満たさなくなった場合、事故等の特別な理由により契約が不可能となった場合及び協議が整わなかった場合においては、審査結果が次点の者から順に繰り上げて新たな優先交渉権者とします。

11 公募型プロポーザル方式に関する条件

(1) 参加申請書等が所定の日時までに到着していること。

(2) 同一案件について2通以上プロポーザルに関する書類を提出していないこと。

(3) 公募型プロポーザル方式に関する書類の必要箇所に記名押印があり、内容が明確であること。

(4) 参考見積書の見積金額が明確であること及び見積金額が訂正されていないこと。

こと。

- (5) 談合その他の不正行為によって行われたと認められる公募型プロポーザル方式でないこと。

12 無効とする参加申込み

- (1) 公募型プロポーザル方式に参加する者としての必要な資格のない者の行った参加申込み
- (2) 虚偽の申請により資格を得た者の行った参加申込み
- (3) 公募型プロポーザル方式に関する条件に違反した参加申込み
- (4) 提出書類を送付する際、封筒等に宛名シール（様式3）を貼り付けていないもの
- (5) 持参、宅配便等、指示する方法以外で提出されたもの。又は、書留等の郵便局が配達し、財団が受領した日時の証明が可能な方法以外の方法で郵送されたもの
- (6) 宛名シールの記載内容に誤り又は漏れがあり、意思表示が不明瞭なもの
- (7) 封筒の中に複数の参加申請者の提出書類を同封したもの
- (8) 申込みに必要な提出書類がないもの
- (9) 参考見積金額と参考事業費内訳書の金額が合致しないもの（参考事業費内訳書に値引き・端数処理等の記載は認めない。）
- (10) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの又はこれを訂正して押印の無い提出書類により参加申込みをしたもの
- (11) 参加申請書に参加申請者の記名・押印のないもの
- (12) 参考見積書の金額を訂正したもの
- (13) 見積限度額を超える金額で参考見積書を提出したもの

13 公募型プロポーザル方式の中止等について

緊急等やむを得ない理由等により、公募型プロポーザル方式を実施することができないと認められる場合は、公募型プロポーザル方式を停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合においても公募型プロポーザル方式に要した費用を財団に請求することはできません。

14 異議の申し立て

参加申請者は公募型プロポーザル方式の実施後、この案内文を含む募集要項、要求水準書及び関係法令等の公募型プロポーザル方式の条件の不知又は内容の不明を理由として異議を申し立てることはできません。

また、郵便事故等により参加申請書等が財団に到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできません。

なお、参加申請に係るすべての費用は参加申請者の負担となり、財団に請求する

ことはできません。

15 その他

- (1) 参加申請に係るすべての費用は参加申請者の負担となります。
- (2) 提出された参加申請に係るすべての書類については返却しません。また、参加申請者の企画提案書による提案内容は財団に帰属します。
- (3) 提出書類等に不備がある場合には無効となるので、この公募型プロポーザル方式に参加を希望する者は、事前に必ず財団ホームページ掲載の応募案内等を確認した上で申し込んでください。
- (4) 統括代理人等には、適正な技術者等を配置してください。配置した技術者等は、死亡、退職等の特別な事情がある場合を除き変更は認められません。

お問い合わせ先：一般財団法人あかしこども財団

〒673-0891

明石市大明石町1-6-1

明石駅前再開発ビル（パピオスあかし）5階

TEL：078-920-9670

FAX：078-920-9671

E-mail：info@akashi-kodomo-zaidan.jp

応募案内

((仮称) 関西こども研修センター整備事業)

この応募案内は、一般財団法人あかしこども財団（以下「財団」という。）が実施する公募型プロポーザル方式による（仮称）関西こども研修センター整備事業（以下単に「この事業」という。）の事業者（設計者・施工者一括）選定（以下「公募型プロポーザル方式」という。）への参加にあたり、必要な手続きや注意事項を記載していますので、応募前に必ずお読みください。

1 目的

この事業は、厚生労働省が2019年度に実施予定である虐待・思春期問題情報研修センター事業（以下「国の研修センター事業」という。）の一環として、全国の児童相談所、市町村、児童福祉施設等の職員等を対象として、児童虐待にかかる高度専門的な研修を行う事業を財団で実施するにあたり、その研修施設を整備することを目的とする。

なお、同じ国の研修センター事業を実施する施設として、既に子どもの虹情報研修センター（横浜市）があり、今般、この事業により整備しようとする施設においては、子どもの虹情報研修センターに準じた研修を実施することを予定している。

2 関係法令

この事業は、財団が明石市からの補助を受けて実施するため、明石市の選定方法に準じた形で実施します。このため地方自治法、同法施行令、明石市契約規則その他指示事項（以下「関係法令」という。）を承知の上参加してください。なお、明石市契約規則等は明石市ホームページで閲覧することができます。

3 参加申請書等の作成要領

参加申請書等の作成にあたっては、次の事項に注意してください。

- (1) 参加申請者欄については、参加申請者の住所、商号又は名称、当該事務所の代表者職氏名（支店等で参加する場合には、必ずその支店長等の氏名で記名押印し、本社の代表取締役等の氏名では記載しないでください。）を記載し押印してください。
- (2) 記載事項を訂正するときは、誤字に2重線を引き、上部に正書し、訂正箇所に押印してください。ただし、金額の訂正は認めません。
- (3) 記入に当たっては必ず黒色のペン又はボールペンを使用してください（黒色で印刷された参加申請書等及び黒色のスタンプの押された参加申請書等も可とします。ただし、いわゆる「消せるボールペン」は使用しないでください。）。なお、鉛筆書きは不可とします。

- (4) 記入又は押印漏れ、内容の不備等がある場合には無効となるので十分にご注意ください。

4 参考見積書の作成要領

- ・参考見積書は、様式5を使用し、1部原本、12部コピーを提出すること。
- ・見積金額は、消費税抜きの金額で記載してください。契約に際しては、落札金額に消費税を加算した額で契約を行います。なお、1円未満の端数は、この最終金額において切り捨てます。

5 参考事業費内訳書の作成要領

(1) 参考事業費内訳書の構成

参考事業費は次に掲げる書類で構成し、順番に並べてホッチキス留め等して13部提出すること。

- ① 参考事業費内訳書（表紙）（様式6）
- ② 参考事業費内訳書（任意様式）

(2) 各様式の記載に係る留意事項等

- ① 参考事業費内訳書（表紙）

様式6を使用し必要事項を記載すること。

- ② 参考事業費内訳書

- ・任意の様式を使用すること。
- ・A4サイズ（両面印刷）
- ・以下の費用の別が分かるようにすること。

（ア） 建設工事費

- ・ 建築費
- ・ 電気設備費
- ・ 機械設備費
- ・ 共通仮設費
- ・ 現場管理費
- ・ 一般管理費

（イ） 設計費

（ウ） 工事監理費

- ・参考事業費内訳書の作成にあたっては、**必ず参考見積金額と合致**させてください。また、値引きの計上や端数処理により参考見積金額と合致させることは認めません。

6 企画提案書の作成要領

(1) 企画提案書の構成

企画提案書は次に掲げる書類で構成し、順番に並べてホッチキス留め等して

13部提出すること。

- ① 企画提案書（表紙）（様式7）
- ② 企画提案書（本体）（任意様式）
- ③ 平面計画図（任意様式）
- ④ 事業スケジュール（任意様式）
- ⑤ 実施体制調書（様式8）
- ⑥ 統括代理人等経歴（様式9）
- ⑦ 業務実績調書（様式10）
- ⑧ 会社概要書（様式11）
- ⑨ 統括代理人等の雇用関係を証する書類（写）（協力を求める一級建築士事務所分を除く。）
- ⑩ 統括代理人等の資格を証する書類（写）

(2) 各様式の記載に係る留意事項等

- ① 企画提案書（表紙）

様式7を使用し必要事項を記載すること。

- ② 企画提案書（本体）

- ・任意の様式を使用すること。
- ・A4サイズ（両面印刷）
- ・図面等のA3サイズは折りたたむこと。
- ・企画提案書（本体）は、本事業に対する具体的な取り組み方法についての提案の記載を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではありません。
- ・企画提案書（本体）の中には、以下の項目について記載すること。（記載事項については、「採点表（審査基準）」の審査内容を参考にすること。）
 - (ア) 建物の全体計画
 - (イ) 事業全体の実施計画
 - (ウ) 特定テーマの技術提案
 - (エ) 平面計画
 - (オ) 配置計画
 - (カ) 施工計画
 - (キ) 実施体制（組織表等を作成すること。）
 - (ク) 統括代理人等の配置予定技術者（人員の配置図を作成すること。）
 - (ケ) 業務実績
 - (コ) 会社概要
 - (サ) 地域への配慮

※以下の③「平面計画図」～⑩「統括代理人等の資格を証する書類」は、あくまでこの企画提案書（本体）の参考資料として添付し、必ず上記（ア）～（サ）の項目についてはこの企画提案書（本体）に考え方を記載する

こと。

③ 平面計画図

- ・任意の様式を使用すること。(A3版で折りたたむこと。)
- ・シングル線のスケッチでも可とする。

④ 事業スケジュール

- ・任意の様式を使用すること。
- ・着手から成果物の提出まで事業スケジュールについて途中経過を明らかにして作成すること。

⑤ 実施体制調書

様式8を使用し必要事項を記載すること。

⑥ 統括代理人等経歴

- ・様式9を使用し必要事項を記載すること。
- ・複数の職を兼ねる場合も必ず以下の項目について記載すること。

事業全般	統括代理人(事業全般)
設計	設計管理技術者 意匠主任技術者 構造主任技術者 電気設備主任技術者 機械設備主任技術者
施工	現場代理人 監理技術者 主任技術者 施工担当者(建築(総合)) 施工担当者(電気設備) 施工担当者(機械設備)
工事監理	工事監理技術者
その他	

⑦ 業務実績調書

様式10を使用し必要事項を記載すること。

⑧ 会社概要書

- ・様式11を使用し必要事項を記載の上、会社パンフレット等があれば添付すること。
- ・一級建築士事務所の登録を受けている者に協力を求める場合は、その一級建築士事務所の会社概要書も添付すること。
- ・以下を証する書類の写しを添付すること。
 - (ア) 建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく特定建設業の許可を受けていること。
 - (イ) 市内業者は、建築一式工事の品質評価合計点が780点以上である

者。準市内業者、県内本店業者及び県内支店・営業所等業者は、経営事項審査結果通知書の建築一式工事の総合評定値が1,000点以上である者

(ウ) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

- ⑨ 統括代理人等の雇用関係を証する書類
 - ・健康保険証等の公的機関が発行した書類の写し
 - ・協力を求める一級建築士事務所分を除く。
- ⑩ 統括代理人等の資格を証する書類
資格証等の写し

7 公共性（施策反映）評価提出書作成要領

(1) 公共性（施策反映）評価提出書の構成

公共性（施策反映）評価提出書は次に掲げる書類で構成し、順番に並べてホッチキス留め等して13部提出すること。

- ① 公共性（施策反映）評価提出書（表紙）（様式12）
- ② 障害者雇用状況報告書 又は 障害者の雇用状況申立書兼誓約書（様式13）
- ③ 子育て支援取組調書（様式14）
- ④ 男女共同参画社会づくり取組調書（様式15）
- ⑤ 若年雇用者育成取組調書（様式16）
- ⑥ 厚生労働省から安全優良企業の認定を受けていることを証する書類（写）

(2) 各様式共通の注意事項

- ・公共性（施策反映）評価において、該当がない項目については、書類の提出は不要とする。
- ・該当があるにもかかわらず書類が提出されていない場合は、該当がないものとする。

(3) 各様式の記載事項

- ① 公共性（施策反映）評価提出書（表紙）
 - ・様式12を使用し必要事項を記載すること。
 - ・該当がない項目は記載しないこと。
- ② 障害者雇用状況報告書 又は 障害者の雇用状況申立書兼誓約書
障害者の雇用義務の有無については、2019年2月7日現在の状況によるものとする。

ア 障害者雇用状況報告書

- ・「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第43条に係る障害者の雇用義務がある業者で雇用する障害者数が法定雇用障害者数以上あるか」は、2019年2月7日現在で直近の状況を公共職業安定所に提出した「障害者雇用状況

報告書」の内容により評価するものとする。

イ 障害者の雇用状況申立書兼誓約書

- ・「障害者雇用促進法第43条に係る障害者の雇用義務がない業者で障害を雇用しているか」は、2019年2月7日現在での「障害者の雇用状況申立書兼誓約書（様式13）」の内容により評価する。

③ 子育て支援取組調書

結婚・妊娠・出産・育児への支援、子育てしやすい環境づくりなど、子育て支援に取り組んでいる事項を「子育て支援取組調書（様式14）」に記載し、その内容により評価するものとする。（取組内容が分かる書類を添付すること。）

④ 男女共同参画社会づくり取組調書

仕事と家庭との両立のための環境整備、セクシャル・ハラスメントの防止、事業活動における方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会の確保など、男女共同参画社会づくりに取り組んでいる事項を「男女共同参画社会づくり取組調書（様式15）」に記載し、その内容により評価するものとする。

（取組内容が分かる書類を添付すること。）

⑤ 若年雇用者育成取組調書

若年雇用者を育成するために取り組んでいる事項を「若年雇用者育成取組調書（様式16）」に記載し、その内容により評価するものとする。（取組内容が分かる書類を添付すること。）

※ エルダー制度のような若手従業員を個別実地に熟練者が育成する制度の制定など事業者としての取組を評価する。（単なる研修は除く。）

⑥ 厚生労働省から安全衛生優良企業の認定を受けていることを証する書類（写）

厚生労働省から安全衛生優良企業の認定を受けていることを評価するものとする。なお、「厚生労働省から安全衛生優良企業の認定を受けていること」は、厚生労働省から交付された安全衛生優良企業の認定を受けていることを証する書類（写）の提出をもって判断する。

8 郵送する前の最終確認

郵送する前に次の事項を十分に確認してください。なお、不備がある場合は無効となります。

また、持参による提出は認めません。必ず書留等（簡易書留も可）の、郵便局が配達し、財団が受領した事実の証明が可能な方法にて郵送してください。

(1) 参加申請書等の送付封筒

参加申請書等の送付に使用する封筒（マチ付きの角2封筒等のA4サイズが折らずに入るものを使用してください。）には、別途指定の宛名シール（様式3）に以下の①及び②を記載して貼り付けてください。

① 事業名（様式に記載済）

② 参加申請者の住所、商号又は名称及び代表者職氏名

- (2) 参加申請書
- ③ 日付（**郵便局窓口持参日**を記載）
 - ④ 参加申請者の住所、商号又は名称及び代表者職氏名（支店等で参加する場合には、必ずその支店長等の氏名で記名押印し、本社の代表取締役等の氏名では記載しないでください。）
 - ⑤ 押印（社印及び代表者の印を押印）
 - ⑥ 電話番号等の応募責任者の連絡先
- (3) 参考見積書
- ⑦ 事業名（様式に記載済）
 - ⑧ 見積金額（必ず頭に¥を記載すること）
 - ⑨ 日付（**参加申請書等の受付終了日の3月8日**）
 - ⑩ 参加申請者の住所、商号又は名称及び代表者職氏名（支店等で参加する場合には、必ずその支店長等の氏名で記名押印し、本社の代表取締役等の氏名では記載しないでください。）
 - ⑪ 押印（社印及び代表者の印を押印）
- (4) 参考事業費内訳書（表紙については指定様式を使用すること。）
- ⑫ 事業名（様式に記載済）
 - ⑬ 参加申請者（見積者）の住所、商号又は名称及び代表者職氏名（支店等で参加する場合には、必ずその支店長等の氏名で記名押印し、本社の代表取締役等の氏名では記載しないでください。）
 - ⑭ 押印（社印及び代表者の印を押印）
- (5) 国税の滞納がないことを証する納税証明書（税額の証明ではありません。）
- ※ 発行日が**2019年2月7日以降**の日付けの**原本**に限る。
 - ・個人の場合・・・その3の2（申告所得税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと。）
 - ・法人の場合・・・その3の3（法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと。）
- (6) 地方税の滞納がないことを証する納税証明書（税額の証明ではありません。）
- ※ 発行日が**2019年2月7日以降**の日付けの**原本**に限る

日程表

((仮称) 関西こども研修センター整備事業)

案内文等のホームページ公表

質問書受付開始

【2019年2月7日(木)から】

↓

質問書受付終了

【2019年2月14日(木)午後1時まで】

↓

質問に対する回答のホームページ公表

参加申請書等の受付開始

【2019年2月19日(火)午後1時から】

↓

参加申請書等の受付終了

【2019年3月8日(金)午後5時まで】

↓

プレゼンテーション及びヒアリング

【2019年3月15日(金)】

場所： 明石駅前再開発ビル(パピオスあかし) 5階

あかしこども広場 多目的ルーム

明石市大明石町1-6-1

↓

選定結果のホームページ公表及び通知

【2019年3月下旬】

↓

本見積合せ

【2019年4月上旬】

↓

契約締結

【2019年4月上旬】

選定要領

((仮称) 関西こども研修センター整備事業)

適正な参加申請のあった者（以下「参加者」という。）について、一般財団法人あかしこども財団（以下「財団」という。）が設置する選定委員会において、プレゼンテーションによって企画提案書等の内容を下記の要領で審査し、優先交渉権者を選定する。

(1) プレゼンテーションの実施日

2019年3月15日（金）（予定）

- ・ 日程を変更する場合は速やかに連絡します。
- ・ 時間については参加申請書等の受付終了日以後に指定します。
- ・ 指定した日時に参加できない場合は参加申込みを無効とします。

(2) 会場

明石駅前再開発ビル（パピオスあかし）5階 あかしこども広場 多目的ルーム

〒673-0891 明石市大明石町1-6-1

(3) 審査対象となる書類

- ・ 企画提案書
- ・ 参考見積書及び参考事業費内訳書
- ・ 公共性（施策反映）評価提出書

(4) 審査する内容

応募案内における事業内容の企画提案に示す内容と実施体制及び業務実績などから総合的に審査する。（「採点表（審査基準）」参照）。

(5) プレゼンテーション

- ・ 会場に入室可能な人数はプレゼンテーションを行う者を含めて3名以内とする。
- ・ 1者あたりのプレゼンテーションの時間配分の目安
 - **企画提案書等の説明 15分**
 - **質疑応答 15分 合計30分**とする。
- ・ 実施に当たってはパソコン等の機器を使用しても構いません。スクリーン及びプロジェクターは財団で用意するので、パソコン等の機器は参加者において用意すること。

(6) 審査の方法

- ① 選定委員会が採点表（審査基準）をもとに採点及び集計したものを得点とし、最高得点者を優先交渉権者として選定する。
 - ② 最高得点者が複数ある場合は、採点表（審査基準）の項目「企画提案書に関して」の得点が最も高い者を選定する。
 - ③ ②の得点も同じ者が複数ある場合は、参考見積額の低い業者を優先交渉権者とし、それも同額の場合は、くじにより優先交渉権者を選定する。
- ・ **全審査委員の審査基準点を合計した点数の平均が、50点を下回った参加者は失格とする。**

(7) 選定結果の通知

- ・ **2019年3月下旬**（予定）に財団のホームページで公表するとともに、参加者全員に文書による通知を行う。
- ・ 選定結果についての異議申し立ては一切受け付けないため、了承した上で参加すること。

採点表（審査基準）

((仮称)関西こども研修センター整備事業)

採点者 _____

応募者 _____

項目	参考資料	審査内容	評価／配点		
			評価内容	点数	採点
企画提案書に関して	建物の全体計画	<ul style="list-style-type: none"> 設計のコンセプト 事業目的を十分に理解しているか 	良い やや良い 普通 やや良くない 良くない	5点 4点 3点 1点 0点	
	事業全体の実施計画	事業スケジュール <ul style="list-style-type: none"> 募集要項に示した事業スケジュールに基づいた提案 事業期間を短縮する工夫 建物引き渡し日を厳守できるか 	良い やや良い 普通 やや良くない 良くない	10点 8点 5点 2点 0点	
	特定テーマの技術提案	<ul style="list-style-type: none"> 工事中のあかし保健所利用者の駐車場利用の考え方 			
	平面計画	平面計画図 <ul style="list-style-type: none"> 要求水準に基づく諸室配置・規模 研修生への配慮 共有スペースの充実 建物内の動線計画 			
	配置計画				<ul style="list-style-type: none"> 研修センターの敷地設定や配置の考え方 屋外の動線計画
	施工計画	<ul style="list-style-type: none"> 工事中の安全対策 確実な工程・工法を考えているか 周辺への配慮 			
	実施体制	実施体制調書 (様式8) <ul style="list-style-type: none"> 確実な事業実施に向けた体制の構築 品質確保に向けた取組 リスク管理の方針 			
	統括代理人等の配置予定技術者	統括代理人等経歴 (様式9) <ul style="list-style-type: none"> 人員体制 配置予定の各業務責任者 兼務の有無 			
	業務実績	業務実績調書 (様式10) <p>同種業務の実績の内容を総合的に判断 (設計・施工・監理)</p>			
	会社概要	会社概要書 (様式11) <ul style="list-style-type: none"> 人員が充実した体制であるか 現場への応援体制はあるか 			
地域への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 地元企業の活用 災害対策や災害時の地域における活用方法について 				

公共性 (施策反映) 評価提出書に関して	障害者の積極的雇用	障害者雇用状況報告書 又は 障害者の雇用状況申立書兼誓約書(様式13)	<ul style="list-style-type: none"> 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に係る障害者の雇用義務がある業者で雇用する障害者数が法定雇用障害者数以上あるか 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に係る障害者の雇用義務がない業者で障害者の雇用があるか 	ある ない	3点 0点	
	子育て支援への取組	子育て支援取組調書(様式14)	結婚・妊娠・出産・育児への支援、子育てしやすい環境づくり など <ul style="list-style-type: none"> 法定を上回る育児休業制度を就業規則で制定 職場復帰しやすい環境の整備 子育て中の従業員向けの相談体制の整備 ・・・など 	充実している 普通 不十分	3点 1点 0点	
	男女共同参画社会づくりへの取組	男女共同参画社会づくり取組調書(様式15)	仕事と家庭との両立のための環境整備、セクシャル・ハラスメントの防止、事業活動における方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会の確保 など <ul style="list-style-type: none"> フレックスタイム制、在宅勤務制度など セクハラについて相談や苦情のための特別窓口又はカウンセラーの設置 性別により評価することがないよう人事考課基準を明確化 事業所内託児所施設の設置 ・・・など 	充実している 普通 不十分	3点 1点 0点	
	若年雇用者育成のための取組	若年雇用者育成取組調書(様式16)	<ul style="list-style-type: none"> エルダー制度など若手従業員を個別実地に熟練者が育成するような制度を事業所として制定(単なる研修は除く) ・・・など 	良い 普通 良くない	3点 1点 0点	
	労働安全衛生のための取組	認定を受けていることを証する書類	厚生労働省から安全衛生優良企業の認定を受けているか	受けている 受けていない	3点 0点	
価格	参考見積書	35点×参加者の中で最低の参考見積金額÷当該参加者の参考見積金額※小数点以下切り捨て				
合計					㊦	
審査基準点		㊦の点数 × 100/155 =				

※ 全審査委員の審査基準点を合計した点数の平均が50点を下回った場合は失格とする。

提出書類一覧表

((仮称) 関西子ども研修センター整備事業)

様式番号	名称	提出時期	提出先	
プロポーザル方式参加申込に必要な書類	1	要求水準書等に関する質問書 ※質問の無い場合は提出不要	2019年2月 7日 (木) ~ 2019年2月14日 (木) 午後1時 あかし子ども財団 【メール】	
	2	参加確認書 (1部)	2019年2月19日 (火) 午後1時~ ※書留手続後、速やかに FAX あかし子ども財団 【FAX】	
	3	宛名シール (1部)		あかし子ども財団 【申込封筒に貼付】
	4	参加申請書 (1部)		
	5	参考見積書 (1部原本、12部コピー)		
	6	参考事業費内訳書 (表紙) (13部)		
	任意 様式	参考事業費内訳書 (本体) (13部)		
	7	企画提案書 (表紙)		
	任意 様式	企画提案書 (本体)		
		平面計画図		
		事業スケジュール		
		8	実施体制調書	
	9	統括代理人等経歴	2019年2月19日 (火) ~ 2019年3月 8日 (金) 【必着】	あかし子ども財団 【書留 (簡易書留可)】
	10	業務実績調書		
	11	会社概要書		
		統括代理人等の雇用関係を証する書類 (写) ※健康保険証等		
		統括代理人等の資格を証する書類 (写) ※資格証等		
	12	公共性 (施策反映) 評価提出書 (表紙)	公共性 (施策反映) 評価提出書 (13部)	
	13	障害者雇用状況報告書 又は 障害者の雇用状況申立書兼誓約書		
	14	子育て支援取組調書 ※取組内容がわかる書類を含む。		
15	男女共同参画社会づくり取組調書 ※取組内容がわかる書類を含む。			
16	若年雇用者育成取組調書 ※取組内容がわかる書類を含む。			
	厚生労働省から安全衛生優良企業の認定を受けていることを証する書類 (写) ※該当する場合に限り提出			
	国税の滞納がないことを証する納税証明書 ※発行日が2月7日以降の日付の原本に限る。			
	地方税の滞納がないことを証する納税証明書 ※発行日が2月7日以降の日付の原本に限る。			

優先交渉権者決定後 (本見積時)に必要な書類	18	見積書(1部)	2019年4月上旬から 見積書提出期限まで	あかしこども財団 【原則持参】
	19	事業費内訳書(表紙)(1部)		
	任意 様式	事業費内訳書(本体)(1部)		
	20	委任状(1部) ※代表者が見積する場合は不要		

※ 上記にない場合でも案内文にて提出を求める必要書類については、そのすべてを提出する必要があることに留意すること。